

証券投資信託の信託終了のお知らせ

このたび弊社では、以下の証券投資信託について、受益者の皆様のご意向を確認したうえで繰上償還を行なうべく、2007年9月30日の改正前の投資信託及び投資法人に関する法律第31条、その関係法令および証券投資信託の信託約款の規定に基づいて、異議申立による手続きを実施いたしますので、お知らせいたします。

【対象となる証券投資信託の名称】

<グローバル・ラップ>を構成する、追加型証券投資信託 日本大型株式ファンド
追加型証券投資信託 日本小型株式ファンド
追加型証券投資信託 日本債券ファンド
追加型証券投資信託 北米株式ファンド
追加型証券投資信託 欧州先進国株式ファンド
追加型証券投資信託 アジア太平洋先進国株式ファンド
追加型証券投資信託 海外債券ファンド
(以下、各ファンドといたします。)

【繰上償還の理由】

各ファンドにつきまして、1998年5月に運用を開始いたしましたが、その純資産総額は2000年をピークとして減少傾向に転じ、2007年6月以降は、7ファンド全てにおいてその受益権口数が10億口を下回る水準となっております。

各ファンドの信託約款では「受益権口数が10億口を下回ることとなった場合には、異議申立の手続きを行なった上で、その信託を終了させることができる」旨を定めており、投資信託説明書においても繰上償還に関する当該規定が説明されております。2007年6月以降、各ファンドの受益権口数は10億口を下回る状況が続いているため、弊社では信託約款に基づいて繰上償還させることといたしました。

【異議申立に関するスケジュール】

このたびの繰上償還に関する異議申立の手続きは、以下の日程にて進めてまいります。

◎異議申立手続きの対象受益者の確定基準日	: 2018年5月18日 (金)
◎対象受益者からの異議申立受付期限	: 2018年6月19日 (火)
◎異議申立者による買取請求開始	: 2018年6月27日 (水)
◎異議申立者による買取請求終了	: 2018年7月17日 (火)
◎信託終了日 (予定)	: 2018年8月30日 (木)
◎償還金支払開始日 (予定)	: 2018年8月31日 (金)

【異議申立の判定】

各ファンドそれぞれについて、期間中(2018年5月18日から2018年6月19日まで)にご異議を申し出られた受益者が保有する2018年5月18日現在の受益権口数の合計が、2018年5月18日現在における受益権総口数の2分の1を超えない場合は、2018年6月26日に繰上償還の届出を行ない、2018年8月30日をもって繰上償還させていただきます。

また、ご異議を申し出られた受益者が保有する2018年5月18日現在の受益権口数の合計が、2018年5月18日現在における受益権総口数の2分の1を超えた場合、各ファンドの繰上償還は行ないません。

以上

2018年5月17日

東京都港区赤坂九丁目7番1号
日興アセットマネジメント株式会社